

令和3年12月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

三水鐵工株式会社



女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月16日～令和6年12月15日(3年間)

2. 目標と取組内容

目標① 労働者1人当たりの有給取得率を付与日数の60%以上とする。

取組内容

令和3年12月16日～

- ・1年間に5日の計画有給は必ず取得する。
- ・所属長は、月次で更新される「有給休暇取得状況管理表」により、5日を超える有給についても有給が取得されているかを確認し、取得促進に努める。

目標② 女性社員の管理職(課長以上)登用を促進する。(現在の3名から5名とする)

令和3年12月16日～

- ・経営者及び管理職に対する意識改革研修を実施する。
- ・女性社員を対象としたキャリアアップを目的とした社内研修を実施する。
- ・女性リーダー候補者の選抜
- ・女性リーダー候補者を対象とした社外のリーダー養成講座を実施する。